

第1回門真市立弁天池公園
指定管理者候補者選定委員会会議録

1. 開催日時 平成22年9月22日(水) 午後2時00分～
2. 場 所 門真市役所 別館3階 第2会議室
3. 出席委員 松尾委員、下村委員、柳原委員、稲毛委員、市岡委員
4. 事務局 都市建設部 地域整備課

【事務局】

ただいまから、第1回門真市立弁天池公園指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。開会にあたりまして、小西副市長がご挨拶申し上げます。

【副市長】

《小西副市長あいさつ》

【事務局】

《出席委員紹介》

《事務局職員紹介》

《配布資料の確認》

配布資料の「門真市指定管理者候補者選定委員会設置要綱」第5条で委員長及び副委員長を互選で定める事になっているが方法について問う。

【委員】

《事務局一任の声あり》

【事務局】

委員より事務局一任の声があったが事務局指名で異議ないかについて問う。

【委員】

《異議なしの声あり》

【事務局】

事務局から委員長に松尾委員、副委員長には稲毛委員を提案。拍手でご賛否を問う。

【委員】

「拍手」をするものあり、委員長には松尾委員を、副委員長には稲毛委員を決定

【事務局】

委員長に就任にあたっての挨拶をお願いします。

【委員長】

《委員長あいさつ》

【事務局】

今後の議事運営を委員長に引き継ぎたいと存じます。

【委員長】

会議の公開・非公開の決定について、事務局に説明を求めます。

【事務局】

本市が定めております『門真市審議会等の会議の公開に関する指針』において、学識経験者等の外部委員が加わって構成され市の事務について審議、審査又は調査等を行う審議会等の会議は原則公開としており、当該審議会等に準じる本委員会もまた同様の扱いとなるが、一定要件を満たす場合は非公開とする事も出来る旨を定めている。本委員会の会議については、1点目として、公開する事により率直な意見交換が損なわれ、本委員会の任務である審議、審査及び調査等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないおそれがあること。また2点目として、申請団体の技術情報や信用情報に係る機密内容が取り上げられる可能性があり、当該団体の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあることが考えられる。という2点の理由を以って、本委員会を非公開とすることが望ましいと考えている。なお、本委員会の会議の記録につきましては、門真市情報公開条例に基づき不開示情報を除いて公開するものとなり、また、各委員の氏名等についても情報公開の請求があった場合、公開する事があるため了承いただきたい。会議の記録については、個々の話、意見を全て記録するのではなく、要約のみを記録させていただくが、会議録作成の正確性を期するため、会議中の録音をさせていただきます。

【委員長】

事務局の説明に付いて何か御意見御質問はございませんか。

【委員】

確認としてこの会議をやった事を外部に公表、例えば、ホームページ等で、選定委員会第1回をやりましたと言う様な程度の公開情報開示と言うのはされるのか、それとも一切なしなのか。

【事務局】

公開しない旨を回答。

【委員長】

事務局より説明のあった通りこの会議は、非公開とさせて頂くことでよろしいか。

【委員】

《異議なしの声あり》

【委員長】

本委員会の会議は、非公開とさせて頂きたいと思います。選定委員会の進め方について事務局に説明を求めます。

【事務局】

スケジュールではありますが、門真市立弁天池公園指定管理者候補者選定については、応募要項を7月5日から7月30日まで配布し、8月6日の現地説明会には6団体の参加があり、8月24日から9月3日までを申請期間とし、3団体から申請書が提出されました。従って、当初の予定通り3回の開催をもって進め、日程としては、第2回選定委員会開催日を平成22年10月25日（月）午後2時から第2会議室、第3回選定委員会開催日を平成22年11月26日（金）午後2時から第3会議室とさせていただきたい。各回のご審議内容であります。本日の第1回選定委員会においては、この後、施設の概要等の説明、選定の審査基準等の確認をした後、第1次審査として書類審査を行う事と致したい。応募数が3団体であるが、場合によっては、時間内に採点を終わる事が困難になることも考えられ、この場合、資料を持ち帰り採点の上、その結果を事務局に送付いただくことも考えられるのでご承知いただきたい。なお、配布している申請書抜粋等の申請関係書類については、アンダーライン等加筆いただいても結構ですが、本委員会終了時に回収したいので、前もってご了承いただきたい。第1次審査は、各委員の持ち点数を100点とし、5人分の得点を単純集計し、合計得点の上位3団体を選定するものとした。尚、募集要綱のP7で上位3位以内を第1次審査通過としているが、今回は3団体のみ申請となっており、2次審査を行う上で順位と得点が必要なために、各委員の採点をお願いするものです。点数の集計は事務局で行い、第1次審査の結果として各委員及び市長に報告するとともに、第1次審査を通過した団体には第2次審査の案内、通過しなかった団体には市長名で非選定通知を送付する。第2回選定委員会では、第1次審査通過団体によるプレゼンテーション及び質疑を実施するものとし、まず、プレゼンテーションは事業計画書等の補足説明や特に強調したい点を、各団体15分以内で口頭説明してもらうもので、資料やフリップを使うことは可能とするものの、パソコン等の機材の使用は認めないこと。そのあと、質疑応答の時間として25分間予定している。第3回選定委員会でプレゼンテーションを踏まえての協議を行っていただき、指定管理者の候補者を選定していただくことと選定基準や具体的方法については、後ほど説明します。

【委員長】

只今の事務局の説明に御意見、御質問等ございませんか。

【委員】

確認であるが、3団体しかないということですが、1次審査は今御説明して頂いた内容に従って進めると言うことで1次審査の結果と2次審査の結果は両方公開されるのか。最終結果のみなのか確認したい。

【事務局】

最終結果のみである旨説明。

【委員長】

会議及び選定の進め方については、事務局からの説明のとおり決定してよろしいでしょうか。

【委員】

《異議なしの声あり》

【委員長】

選定の進め方に付いては今の説明の通りといたします。つづきまして、6番の門真市立弁天池公園施設の概要について事務局より説明願いたい。

【事務局】

《説明》

【委員長】

ここまでで何かご質問はないか問う。

《なしの声あり》

続いて、募集要項の内容について事務局より説明願いたい。

【事務局】

募集要領について説明。指定管理にかかる金額については、選定委員会に選定された指定管理者候補団体が、申請時に提案のあった金額をもとに今年12月に開催される市議会での指定議決を経て、市と指定管理者が締結する協定において定める事になり、指定期間としては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3ヶ年とする旨を説明。

【委員長】

ここまでで何か質問等はないか問う。

【委員】

弁天池公園の北側の市立老人ホームが23年度で閉鎖になると言う形があり、跡地をどうするか決定していないが、形状が旗竿形になっている。都市計画決定されており簡単には場所の移転も出来ない状況であるが、ホームを北側道路に面した東か西端に移転を含めて考えるとすれば弁天池公園の面積、位置とか、近々変る可能性がある。この3年間で変るとかどうかは微妙な所であるが、仮にそうなった場合は、調整関係部局と調整し変更も可能になるのかなと思っており、その点だけ確認しておきたい。まだ実際にどうなるのか3年間では難しいと思うが。

【事務局】

形状の変更になるので指定管理者との協議が必要になると考えられる。

【委員長】

底地は市の所有で、都市計画公園には位置付されていないのか用地を占有していると言うことか。

【事務局】

これは別に公園とは離れている地区外で、その場所は含まれていない。今の老人ホームを整形して道路沿いに持って来る事は、当然今の公園区域を変更する事になるので都計審にかかる訳ですね。

【委員】

今の段階では何に利用するかについて協議中であり、変更は可能ですよとの判断だけである。

【委員】

今回、指定管理者との間でどこか決まったところと契約結ぶ時に契約内容に今言われている老人ホームが移動してしまうと言うのが限定付で書いておかなければと言うことになるのか、その辺はどうなるのか。

【事務局】

今の、現状で3年間の契約を結ばないと、いけないのかなと思っています。

【委員】

老人ホームの移転によって、指定管理者になった所が管理の内容が変わってしまうやないかと、門真市に言って来るという可能性があるのか、無いのかと言うことである。

【委員】

決まった後に、この委員会では特にそこまで考える必要が無いと言うことですか。

【委員】

指定管理者選定には影響ないものと考えられる。

【委員長】

他に質問等御座いませんでしょうか。指定管理料は特に上限金額等について、実際に設定されていないと言うことで宜しいのか。

【事務局】

現在、委託しているが、約2千万の予算であるが、決算で言うともう少し下がる。今回提案されている部分は微妙な線かと思うが、予算から見ると少し指定管理額は、安くなっている感じがするが通常指定管理に出す以上は、今の事業費の金額よりも安くないと、何の為にしているのかとなりますよね。一応過去の実績として平成21年について掲載しているが、上限は定めていない。

【委員長】

議題の7番の審査基準について、申請団体から提出された事業報告書及び収支計画書等について書類審査をしていただくが、審査基準等に付いて事務局か

らの説明を求める。

【事務局】

お手元に配布の審査基準及び得点表は、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条第1項に規定する選定基準をもとに、施設の設置目的や特性を勘案して審査項目やその内容及び配点を想定した事務局案である。指定管理者審査基準（標準表）については、選定項目、審査項目、に分けており、審査に際しての例示として掲げているものであり、その項目に限定するものではありません。また、点数は選定項目の得点としますが、No.2・4の審査項目については、配点を細分し、その得点を積み上げ、選定項目の得点とする。またNo.3の審査項目については、別紙資料の「指定管理料から経費の縮減に係る得点の算出方法について」の算出方法で求められた得点を評価の得点とする旨を説明。なお、No.3「管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」につきましては、別紙の「指定管理料から経費の縮減に係る得点の算出方法について」で説明しております算出方法で求められた得点を評価の得点といたします。算出した数値につきましては、別紙配布資料の各団体の指定管理提示額を提示してあります。また、No.4「管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか」の内、「①安定的な運営が可能となる経費的基盤」10点の配点につきましては、公認会計士として専門的知識をお持ちの柳原先生にのみ採点をお願いし、その得点を各委員の採点として加算いたしたいと考えております。が宜しいでしょうか。各項目の得点の判断基準といたしましては、審査基準にお示ししている得点基準を参考に評価レベル表で示す定数を乗じて得た点数を団体の得点として記入をお願いいたします。この上記内容について、項目の加除、配点の見直し等のご意見があればご提案いただきたいと思います。次に、2次審査におきましては同内容の審査基準を用いまして、各団体15分間のプレゼンテーションと25分間の間で事務局が用意いたしました質疑に対する応答を通し、トータルな観点及び判断に基づく相対評価を行っていただくことを想定させていただいております。

【委員長】

審査基準等についてご質問、確認等はございませんか。

【事務局】

配点については、資料の9から10に例として掲載されているため事項の確認について説明。

【委員長】

確認ですが No 3 の管理運営に係る経費の縮減が図られているかどうか、これも一定の算出方法で算出されているのか。

【事務局】

資料10の計算式に当てはめて、計算された三団体分が、お手元に配布されていると思いますが。

【委員長】

この17.78点は、20点満点が市の点数と言うことですね、5人分で二重線引いているのが分かりにくいですが、各自の点は、上の17.78・17.56・20点と言うことですね。

【事務局】

そうです。

【委員長】

20点満点で、この点に従って記入すれば良いと事ですね。

【事務局】

そうです。

【委員長】

No4の1の項目については、これも柳原先生の方で。

【事務局】

そうです、No4の1の判定は柳原先生にお願いしたい。

【委員長】

この採点がNo1の所と言うのが、10点分ですかね、柳原先生の付けた点を皆がつけると言うことで、他の委員は、No4の1の点数に付いては考え無くて、No.4の2から4を考えれば良いと言うことですね。その辺がポイントですかね、各委員でいじると言うか判断してチェックしなければ、No1とNo4に付いては、柳原先生が行い、他委員は2から4ですね、それとNo5と言うことで良いですね。No3の所での得点が17.78と言う端数が出てもいいのか。

【事務局】

2位を四捨五入して、1位で記入したらどうかと思うのです。

【委員長】

具体的に言うと18・18・20と言うことで、2位を四捨五入か。

【事務局】

2位を四捨五入です。

【委員長】

17.8、次に17.6、3番目は20点、ここの項目も小数点つけて良いと言うことか。

【事務局】

そう言うことになる。

【委員長】

他に質問ないか問う。

【委員】

審査基準は良いと思うが、1次審査結果は先ほど公開しない事ではあったが、最終的には公開しないといけないのでは。

【事務局】

最終的には決まれば公開します。

【委員長】

2次審査時は公開しないと言う意味か。

【事務局】

先ほど言われた逆転言うんぬんですかね、最終的には議会承認になります。

【委員長】

逆転したと言うことが分かるのか。

【事務局】

分かります。最終的に議会の議決を得る時に、報告する際1次審査、2次審査何点と報告するため、最後の時点は分かります。

【委員長】

1次審査で既に3つと言うのが分かっているので1次審査は、あまり重きを置かないと言う形に。

【事務局】

1次審査、2次審査のトータルですから。

【委員長】

トータルでいくのですか。

【事務局】

はい、一次・二次の審査点数のトータルで決定する。1次審査一位に優先権があるのでなく、1次審査の点数が、100点、90点、80点の得点があったとして、2次審査では、それが逆になることも考えられるが、1次審査、2次審査の点数を足した合計で判断することになる。

【委員長】

勘違いをしておりました、1次審査でベスト3を選らんでしまったらもう無いのかと。

【事務局】

1次審査、2次審査の合計です。

【委員長】

最低点みたいな、ボーダーラインを今回設けていないのか。

【事務局】

設けていない。

【委員】

3業者以上の申請があったら、今回の1次審査で3業者に絞るのか。

【事務局】

要綱では3団体以内が2次審査にいけるとなっています。それも後で諮って頂こうかと考えている。

【委員長】

今日は2次審査の審査基準と説明はないのか。

【事務局】

今日は無いが、一応申し込みのプレゼンと質疑に対して得点的には70点、30点位いで考えている。質問に対しての配点は70点、プレゼンは30点位かと思っている。

【委員長】

1次審査と2次審査のレートはどの様に。

【事務局】

100点・100点の総トータルとなる。

【委員長】

審査基準と配点方法について、意見、異議等があれば今の段階で発言を頂き、無い様であれば審査基準の配点は事務局から説明のあった枠組みで進めさせて頂くと言うことで決定したいと思うがよろしいか。

それでは意見調整を行い、審査基準及び配点の取りまとめを行う。

審査の基準と配点は今、事務局からの説明通りにさせて頂きたいと思います。議題の8番目として、その1次審査に入りたいと思います。各委員に配布しております各団体の申請書より、施設事業計画書等の申請関係書類を御精査頂きまして、審査基準に従って評価をお願いいたします。基準については別途準備頂いたもの指定管理者審査基準（標準表）を御利用頂きまして、これは資料Noでいくと9の1，2，3です。この表を利用して頂き、別の得点表の方に記入してもらえれば。

【事務局】

記入してもらったら結構かと思っています。審査は30分程度と考えており、3時10分位まででお願いします。

【委員長】

最大3時10分と言うことで、それ以内に皆様が出来ておればその時点で終えさせて頂きます。

【事務局】

宜しく審査の程お願いします。

【委員長】

それでは、30分程度作業をお願いします。

《審 査》

【委 員】

3団体から出ている実施計画の項目の設定であるが、皆共通して同じ項目で上って来ていると思えるが、募集要綱にその記載が見当たらないが何処にあるのか。弁天池倶楽部は、施設事業計画表の中で、団体名で弁天池倶楽部と言うことで事業計画書を出している。スマイルさんは、団体名のラインにスマイルとあり、構成は川田さんと泉北がきて代表が川田さんとくるのかなと思っていたが、団体名がこの段階で株式会社川田正樹園となっているのはなぜかなと。

【事務局】

スマイルとなっていますね。

【委 員】

そうになっているのに、その申請書がなっていない、ここスマイルになりますよね、でここは川田さんとこれが要は安全かどうかと言うのを私が判断する時に、こちらの弁天池倶楽部さんでしたら連帯してこの3社がやりますと言う協定書まである訳なんですけれども、スマイルさんはそう言ったものが全くこの書類選考の中で無い様に思うんですよ、計画書には川田正樹園名しかないんで最初は泉北さんと一緒にやって来ましたが、計画書の段階では川田正樹園さんだけで自分でやりますわとなっている様な気が若干するので、そんなふうに理解して進めて良いものなのか。泉北さんは結構財務内容はしっかりしている会社ですけども、その会社がもしかして最終的にも、ちゃんとして連帯取りますと言う様な文言がこの段階では上って来ていないのでどうかなと。

【委員長】

駐車場の有料化する時に設備の設置自体は、各事業者側が有料化したいので有れば、自分達で有料化の設備投資をすると言うことで理解してよいのか。

【事務局】

はいそうです。

【委員長】

今日、全部採点集計しなくてよいのか。

【事務局】

事務局の方で今の点数票を頂いて集計します。

【委員長】

今、書き切れない分は、後で各委員さんの方から渡して頂ければそれで宜しいのですね。

【事務局】

封書と切手を用意しております。

【委員長】

3時10分を過ぎましたので、採点が済んでおられる方は今日、提出頂ければ結構で御座います。もしも、済んでおられない委員については、後日事務局の方にお送り頂くと言うことで宜しいですか。今、見て頂いてこの場でどうしても確認をしておきたいと言うことがあれば、今、質問頂ければと思います。よろしいでしょうか。

【委員】

審査基準の4の1これは先生の得点を教えて頂いてから合計するのですか。

【委員長】

私もそのままにしてあるのですが、採点が35点で①が10点満点ですので、私は今の所25点満点で点を付けております。後で先生の得点を足して頂くと言うことで宜しいじゃないかと。それでは、審査の終わっている分がありましたら本日提出頂き、終わっていないものがあれば後日提出頂くと言うことにさせていただきます。先ほどの確認になりますが、3団体とも1次審査上は所定の審査要件を満たしたものが、今日3つ出て来ているものとの前提で審査を致しましたので1次審査についてはパスしているものと言うふうにやらせて頂きたいと思います。団体から提出された申請書類等を読まれた後ディスカッションなしで審査して頂き、次の2次審査につきましては書類審査してプレゼンですか。それで個人で付けて意見交換無くいくのかそのまま意見交換しながら修正じゃなくて、加点との形でもう一回点数を考慮する様に進めて行くのか、将来どう言う進め方になるのか。基本的なことについては事務局から御説明頂きます。私の経験だけで話をさせて頂くと、点数は一回つけた段階で2次審査にする場合でも付けた点数のくり方について、意見交換をする場面がないですね。それで今回は1次審査で、ばちっと切ってすぐに2次審査という形で継続性が無い様に思うのですが、書類審査のみでプレゼンしない所も有ります。そう言う時は一回目から二回目にかけて、まず一回目自分で判断したものをディスカッションしてもいいんですが、もう一度考慮して色々意見交換する中で実状や現場と、ここが合っていないねと言うふうな意見を出し合います。募集要項や仕様書等にも実際に書いてあるんですが、施工を見ていないので、こう言うことを書いても無理だと判断がなかなか付かないですね、良い事書いてあるんですね全部。

【事務局】

各団体とも立派に書かれて有り、そう言う実情が理解しにくい所も有りますので、2次審査で意見交換をしながらと思っています。

【委員】

確認であるが、一回目書類審査、二回目プレゼンと言うことで、三回目にディスカッションされて最終的に決めていく方針で、三回目にフリートーキング

をやって一回目の点数を修正、点検いけるわけですか。

【事務局】

1次審査として今日書類審査していただき、事務局に採点表が提出されますと1次審査の点数は確定することとなり、点数の修正等は出来ません。2次審査はプレゼンや質疑応答で一次と同内容の審査基準で相対評価を行って頂きたいと考えている。

【委員】

今、書類だけしか確認出来ないけど次の2次審査でプレゼンと質疑応答がありますから、そこで点数を付けてもう一度三回目をやるのでしたらディスカッションの時間が取って頂けると理解してよろしいのですね。次回、二回目のプレゼンや質疑応答を踏まえての採点を行い、三回目の委員会でディスカッションの上で加点、減点をしながら候補者を選定する方向でよいということですね。

【委員長】

そのイメージを分かって頂き次回の選定委員会では点数を仮得点で付けて提出するかどうかなんです。

【事務局】

次回は仮得点でやってプレゼン等を経て意見交換後、三回目を出して頂くと言う方法もあると思うのですが。

【委員長】

仮得点を御提出して頂いて三回目で修正と言うことはダメだと思うので、マイナス加点かプラス加点すると言うふうな判断でステップを踏んで一回の提出になるのか、一度提出したやつを意見交換して加点するのと言う所の進め方だけ。これは、どちらでも良いかと思います。一度、二回目のプレゼン後提出して頂いた後、今御提案があった様に加減点をすると言う方法が良いと思いますし、私は簡単なのは二回目のプレゼンテーションして、一委員の内の個々の採点として採点したものを第三回目に持ち寄って、質疑応答の中で自分の点数を認識違いの所を修正した上で提出して頂いて合計をすると言うのが一般的であると思います。出来ればその方法で御検討して頂ければ。

【事務局】

ではその方法で検討してまいりたい。

【委員長】

他に事務局から説明等御座いますでしょうか。

【事務局】

点検されたと思いますので、今から事務局の方で集めに廻りますので宜しくお願いしたい。

【委員長】

本日の議事等はこれで終わりですね。

【事務局】

集めました採点表を持ち帰って採点される方は、おられますか。集計して得点を発表致しましょうか、それとも次の時に。

【委員長】

採点して頂いた採点表をもって各団体の1次審査の得点といたします。外に議論するということはないのでしたら、今日はこれで会議を終了させていただきます。

【事務局】

第二回は3団体お越し頂くと言う形で通知させて頂くと、それで宜しいですか。

《異議なしの声あり》

【委員】

今回のプレゼンテーションにこだわっていたんですが、このスマイルさんに付いての申請の仕方自体が果して良いのかどうか、ちょっと一度擦り合わせておいた方が良いのかなと、スマイルと言う名称で申請しているということなんですけども、施設事業計画書には川田さんだけになっており、しかも川田さんと当然もう一人の泉北興業さんが一緒に来ていると言うのはそれとなく分かるんですけども、その両者がきちっと協議して一緒になってやりますと言う所が無い様に思うんです。弁天池倶楽部の場合は、ちゃんとした協定書まで作っておられる。要は協定書の重要な所は何かと言うと誰かが例えば破産したとか、そんな事は無いのですが、そうすると後の全員でもって連帯して補償しますと言う所まで、連帯して責任を負うとまで書いておられますから、しっかりした所だなど、これだけでもこの3社はちゃんとやってくれると思うのですよ。ところがスマイルさんは立派なものを作って頂いておるのですが、川田さんとその泉北興業さんが連帯して責任を取りますと、私を見る範囲には一生懸命見ましたがどこにも載っていない。だからプレゼンテーションに来られて委員の私が言えば気の毒やし、どうなっているのか後から出せるのか、出せないのか分からないですが、少なくとも連帯して責任を取りますと言う協定書位は出して来て頂いた方が何か良いのかなと。計画書には泉北興業さんが何をするのか殆ど載っていないと、他の弁天池倶楽部はそれぞれの調書が書かれていて、自分の所はこう言った所を生かしますよと一生懸命書いておられるので、これは納得なのですが、ここのスマイルさんは泉北興業さんがどう言う役割を果たすのかと言うことが何か見えていない様なんです。もうちょっと言わせてもらえたら、財務の安定性を審査せよと言うことで私呼ばれているのですが、スマイルさんのグループの中で泉北興業さんは非常に立派な会社なのです、お金持

ちなのです簡単に言えば。川田さんは、財務の安定性からみても不安ですね。だから泉北興業さんがどんな事が有っても責任取るとかね、自分も上げて連帯補償するとか、言うので有ればこの泉北興業さんの意味が光って来る訳なのですけどね。なんか川田さんだけが先走って自分の所だけでやりますわと言ったって失礼ですが、川田正樹園さんは、ここは一番出て来ている姿態の中で小さな会社と言うことなので、その当りは次回せつかくプレゼンテーションまで出てくるんで有れば泉北興業さんはこのスマイルと言う団体の中で自分達は何をするのか、本当に責任を持ってやりますよと何か示して頂いた方が良いかなと、思いまして宜しく、出来ればその当り。例えば今度来られる時、川田正樹園さんだけ来られてプレゼンテーションして頑張りますよとって帰られたとしたら泉北は、どうなっているのかと、しかもその連帯してその責任を取りますと言う言葉が無いから、おかしいなと疑問を持っている次第です。宜しくお願い致します。

【委員長】

一般には、そのグループでこう言うのを提案されている代表者があって、そのことの契約関係でこの事業を一緒にやりますよと言うパターンで来るか今最近だと事業組合を作ってそこが組合として、組合の中にいっぱい構成事業者が入っているんですけども申請自体は組合として、これは組合じゃ無いんですけど、ですからグループ代表役の事業者が出て来て申請している分ですから、グループとその代表との関係がはっきりしないと組織だって仕事をするって事がなっていないと言う話が今、御指摘ありましたね。後の市との契約関係でたぶん問題になるかと思われます。補足の機会を与えるのであれば平等にしなければなりません、次回のプレゼンの時に各委員の方々から質問して頂いて、それに対しての補足資料の提出は3日、4日以内にして下さいと言う形で、期限を切ってもらって第3回で判断して行くと言う様なやり方もありますが。

【事務局】

追加資料として補足資料が出されたら、最初の申請時にちゃんと書類を出した団体が不利になると言うことも有りますよね。その辺は次のプレゼンの中で事務局から直接聞くか、委員さんの方から手を挙げて質問してもらるか、質疑でやった方がよいのでは、書類の差し替えになったら、不公平が出るように思われますがいかがでしょうか。

【委員長】

追加資料の提出は公平性に欠けるのではという事務局からの意見がありました、これらについてはプレゼンの中で質問するという形でよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

【事務局】

本日は長時間御審議頂きまして大変有難う御座いました。

【委員長】

《委員長挨拶の後閉会》